

仕 様 書

1 目的

本仕様書は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター内陽子線治療センター(以下「当センター」という。)において使用するポーラス及びコリメータを、受託者の施設・設備にて加工し納品することで、当センターの効率的な運営に資することを目的とする。また、受託者は本仕様書及び関係法規に基づいて、適正かつ誠実に履行することとする。

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 納品場所

名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター内陽子線治療センター

4 委託業務内容

受託者は、次の(1)の時間帯等において、(2)から(5)の業務に対応するものとする。また、発注予定数量は(6)のとおりとするが、見込であり発注数量を保証するものではない。

(1) 発注・納品・対応時間帯

ア 当センターからの加工依頼は、月曜日から金曜日の 8:00 から 24:00 までの間に適宜行うものとする。

イ 加工済み物品の納品は、月曜日から金曜日の 8:30 から 16:00 までの間に行うものとする。
なお、加工依頼日を起算日として 3 日以内に納品を行うこと。

ウ 陽子線治療を急遽開始する必要がある場合は、緊急時対応として、加工依頼日を起算日として 2 日以内の納品を求めることがあるので、それに対応すること。納品時間帯はイと同様とする。
なお、緊急時対応の割合は全体の 10%程度とする。

エ 当センターからの電話、ファクシミリ及び電子メールでの問合せについては、月曜日から金曜日の 8:45 から 18:00 までの間行うものとする。

オ 上記アからオまでについては、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除くものとする。

(2) 加工業務

ア 加工依頼は電子メール又は電話とし、加工データは電子メールにて添付して送付するものとする。当センターから送付するデータの形式は、識別番号を付記した IGES 形式のデータ（切削用データ）及び CDL データ（3 次元測定用データ）とする。

イ 加工前に CAM によってシミュレーションを行った上で、加工データに従い指示された箇所に加工を行なうこと。加工データ通りに加工出来ないなど加工依頼の内容に疑義のある場合は、当センター職員に速やかに確認すること。

ウ ボーラス加工用のエンドミルは、様々な切削形状に対応するため次の条件を満たすものを用いること。

(ア) エンドミルにはテーパーがついていないこと。

(イ) 最大 160 mm の厚さを垂直に加工する場合があるので、その加工が可能なエンドミルを別紙 1 の図 1 を参照し用意すること。

(ウ) 仕上げ加工に際しては、直径 6 mm 以下、原則有効長 110 mm 程度のもので及び 157 mm 以上のものを用意し、効率的な加工と必要な精度を担保できるようにすること。また、別紙 1 の図 2 のようなことが起きないように、適切なエンドミルを用意して臨むこと。

エ ボーラスを加工するマシニングセンタでは、金属など樹脂以外の素材を加工しないこと。

オ 加工場所の室温等の条件については、契約締結後、当センター職員と協議することとする。

カ 仕上げ加工はブラスト研磨機で行なうこと。

キ 送信した加工データと加工済み物品が個々に確認出来るように製品の指定場所にシリアル番号を付記したシールを貼ること。シールの貼り付け位置については、契約締結後、当センター職員と協議することとする。

(3) 品質検証業務

ア 寸法検査や使用に支障をきたすようなバリ、割れ、へこみ、傷などがなく及び切削部分に異物の混入や空洞がないことを目視で確認すること。

イ 外形寸法については、室温（20 度から 25 度まで）でノギスにより測定を行うこと。公差については 0.1 mm を目安とする。詳細については、契約締結後、当センター職員と協議することとする。

ウ 加工したボーラス及びコリメータの形状検証は、0.1 mm あるいはそれより優れた分解能を有する 3 次元測定器で直径 1mm 以下のプローブを使用して行うこと。測定点など測定条件については、契約締結後、当センター職員と協議することとする。

エ 3 次元測定の合格条件は日本医学物理学会 粒子線治療研究会 2005 年「陽子線・重イオン線治療装置の物理・技術的 QA システムガイドライン」に基づき、ボーラスについては $\leq \pm 0.5$ mm、コリメータについては $\leq \pm 0.3$ mm とする。

オ 検査の結果は、検査成績書として全数に対して発行し、添付すること。検査成績書には加工データに付記された識別記号番号又は識別ファイル名、シリアル番号、ボーラス及びコリメータの外形のみを加工した素材（以下「ブランク材」という。）の製造ロットナンバー、加工したボーラス及びコリメータのサイズを記載すること。

カ 3 次元測定の結果は、測定点の位置が分かる画像及び測定点の座標、測定値、設定値、公差、誤差、加工データに付記された識別記号番号又は識別ファイル名が記載されたものを全数に対して印刷し納品時に添付すること。

キ 品質管理には万全を期するものとし、検証の段階において公差外れなど当センター職員が指定した合格条件を満たさなかった場合は、当センター職員に速やかに連絡し、その指示に従って迅速に対応するとともに、対策を協議し、当センター職員が必要と判断した場合

は、報告書を提出すること。

(4) 納品

納品は、当センターにおいて室温（25度（±1度））で3次元測定器による受け入れ検査を行い、合格となったもののみ認めるものとする。受け入れ検査において公差外れ等が発生し、不合格となったものについては、当センター職員と協議し、再作製などの対応を迅速に行うこと。

(5) 材料の入手と保管業務

ア ボーラス及びコリメータの材質は、それぞれ当センター職員が承諾した高密度ポリエチレン及び真鍮とする。受託者は、製造ロットごとに材料証明書を当センターに提出する。材料証明書には材料の寸法及びその公差、重量及びその公差、密度、製品名、原材料名並びに製作した室内温度を記載すること。ボーラスには空洞がなく、密度の変化は $\leq \pm 1\%$ であること。ボーラスの材料となる高密度ポリエチレンは粒子線治療施設への出荷実績があるものとする。

イ ボーラスの外形寸法は 136×136×50t、136×136×120t、210×200×40t、210×200×50t、210×200×60t、210×200×70t、210×200×80t、210×200×90t、210×200×100t、210×200×110t、210×200×120t、210×200×130t、210×200×140t、210×200×150t、210×200×160t、280×280×80t、280×280×120t、280×280×140t、280×280×160t の 19 種類とし、一体となっていること。

ウ コリメータの外形寸法は 146×146×70t、272×272×30t、142×142×30t の 3 種類とし、一体となっていること。

エ ボーラス及びコリメータの寸法、形状については別紙2から別紙4までの図面に従うものとする。

オ 加工数量は発注ごとに変動し突発的な増加もあり得るため、数量の急変や緊急時への対応のために十分な個数のブランク材を用意しておくこと。

カ 切削前のブランク材は外形上の精度を保証するため、製品使用時の温度を想定し、温度管理の行える環境において保管すること。なお、製品の使用温度は25度（±1度）である。

(6) 発注予定数量

規格	材料	予定数量		合計
		令和8年度	令和9年度	
ボーラス 136×136× 50t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 136×136×120t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 210×200× 40t	ポリエチレン	952	952	1,904
ボーラス 210×200× 50t	ポリエチレン	671	671	1,342
ボーラス 210×200× 60t	ポリエチレン	296	296	592
ボーラス 210×200× 70t	ポリエチレン	147	147	294

規格	材料	予定数量		合計
		令和8年度	令和9年度	
ボーラス 210×200× 80t	ポリエチレン	74	74	148
ボーラス 210×200× 90t	ポリエチレン	53	53	106
ボーラス 210×200×100t	ポリエチレン	30	30	60
ボーラス 210×200×110t	ポリエチレン	15	15	30
ボーラス 210×200×120t	ポリエチレン	10	10	20
ボーラス 210×200×130t	ポリエチレン	9	9	18
ボーラス 210×200×140t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 210×200×150t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 210×200×160t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 280×280× 80t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 280×280×120t	ポリエチレン	1	1	2
ボーラス 280×280×140t	ポリエチレン	2	2	4
ボーラス 280×280×160t	ポリエチレン	3	3	6
コリメータ 146×146×70t	真鍮	2	2	4
コリメータ 272×272×30t	真鍮	80	80	160
コリメータ 142×142×30t	真鍮	133	133	266

5 業務委託料について

(1) 業務委託料

業務委託料には、加工済み物品の納品に係る費用の他、委託業務内容に係る全ての費用を含むものとする。

(2) 業務委託料の積算方法

ア及びイの合計を業務委託料とする。

ア ボーラス及びコリメータ加工費用

品目ごとの単価に、納品した数量を乗じた金額とする。

イ 消費税等

アの総額に消費税及び地方消費税を加算する。

(3) 業務委託料の支払方法

受託者は、月ごとに(2)に定めた方法で積算して委託者に請求できるものとし、業務委託料の支払日は支払の請求を受けた翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）とする。

6 緊急事態対応

マシンの故障等その他の緊急事態が発生した場合には、当センター職員に速やかに連絡し指示を受けること。

7 その他

- ア 使用する機器の品名・規格・台数及び業務体制（緊急時対応も含む）について当センター職員が把握できるようにすること。また、受注から加工済み物品の納品までの各工程において逐次確認し連絡を行なうこと。具体的な方法については、契約締結後に、協議するものとする。
- イ 記録データの紛失、改ざんがないように管理に徹底を期すこと。
- ウ 軽微な業務で管理上特に必要な業務については、受託者と当センターとの協議の上、契約金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。
- エ 妨害又は不当要求に対する届出義務
- (ア) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不当な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (イ) 受託者が（ア）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- オ 受託者は、この契約を履行するにあたり、別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- カ 受託者は、この契約を履行するにあたり、別添「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。
- キ 受託者は、この契約を履行するにあたり、別添「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- ク 本仕様書に記載のない事項については、当センター職員と受託者とで協議して定める。ただし、委託業務内容の実施方法等において協議が整わない場合にあつては、当センター職員が定め、受託者はその指示に従うこととする。

図 1

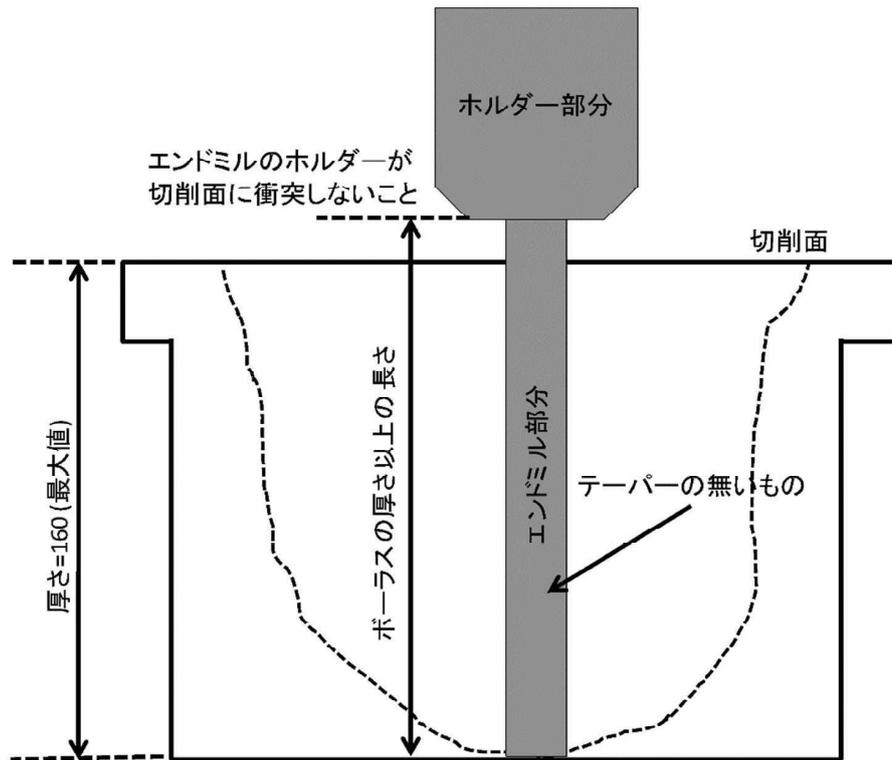
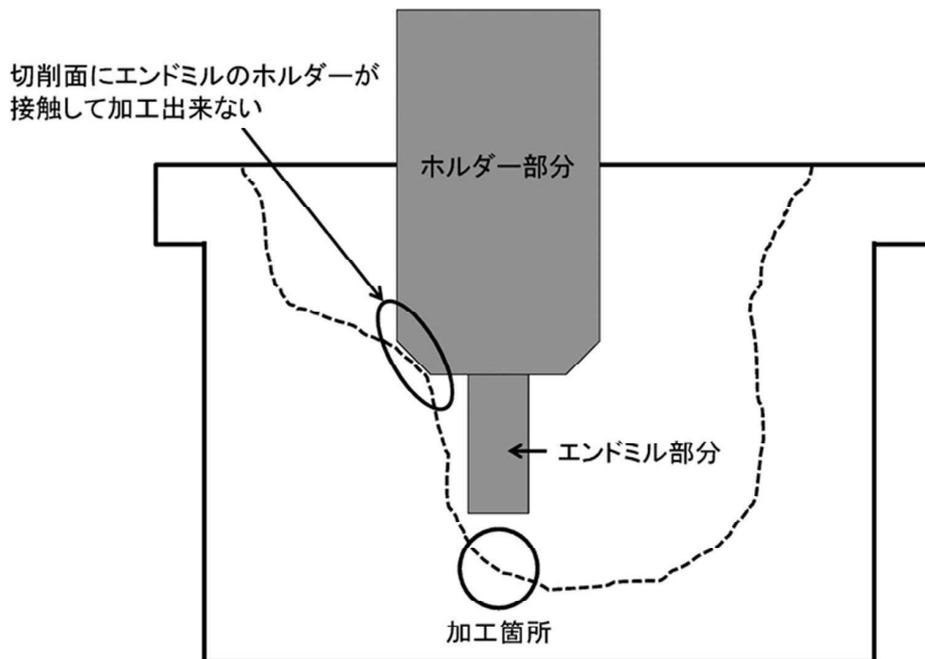


図 2

図のようなことが起こらないように、最適なエンドミルを用いること



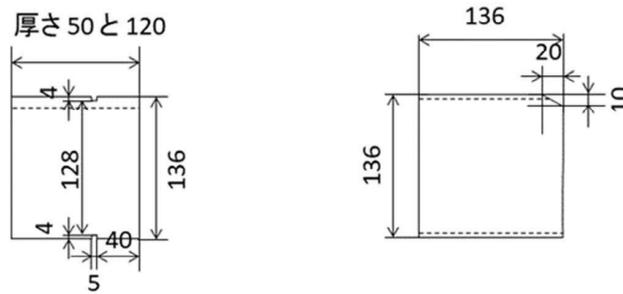
外形寸法について

完成品のボース及びコリメータがノズルに挿入できること。

(1) ボース

① 136×136×50t、120t

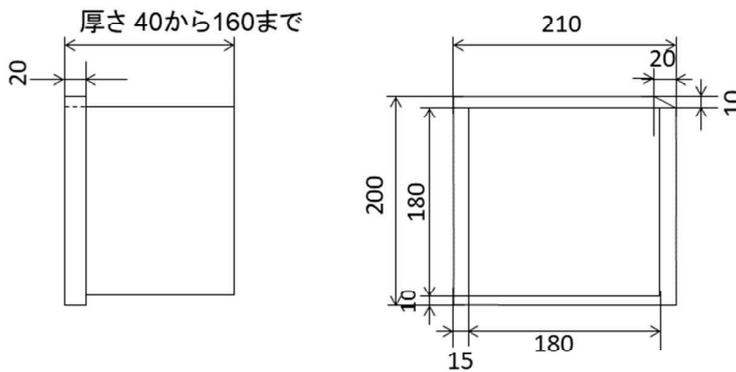
ボース(小) 136×136×50t及び136×136×120t



素材:高密度ポリエチレン

② 210×200×40t、50t、60t、70t、80t、90t、100t、110t、120t、130t、140t、150t、160t

ボース(中) 210×200×40t～160t まで 10mm刻み

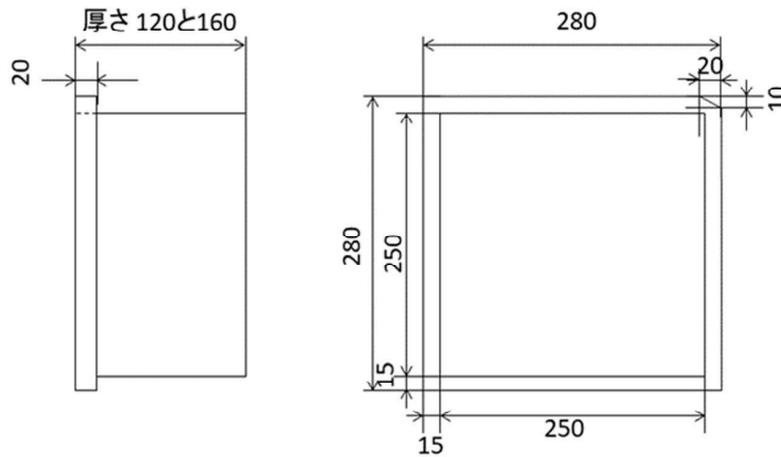


厚さ(mm)
40
50
60
70
80
90
100
110
120
130
140
150
160

素材:高密度ポリエチレン

③ 280×280×80t、120t、140t、160t

ポーラス(大) 280×280×80t, 280×280×120t, 280×280×140t, 及び280×280×160t

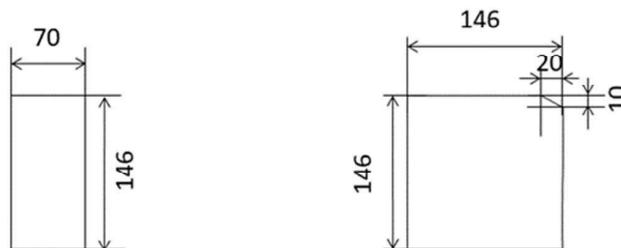


素材:高密度ポリエチレン

(2) コリメータ

① 146×146×70t

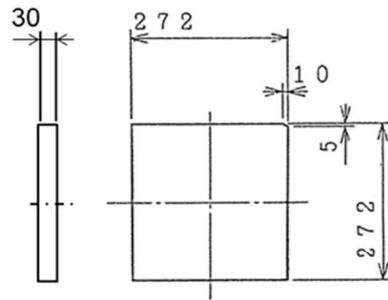
コリメータ 146×146×70t(12.5Kg)



素材:六四黄銅

② 272×272×30t

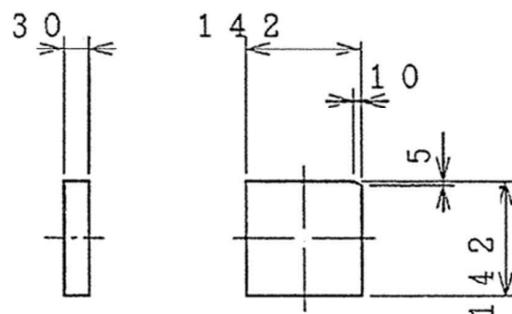
コリメータ 272×272×30t(18.6kg)



素材:六四黄銅

③ 142×142×30t

コリメータ 142×142×30t(5.1kg)



素材:六四黄銅

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NO_x・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。